

男女共同参画会議（第 64 回）

議 事 録

内閣府男女共同参画局

男女共同参画会議（第 64 回）

議 事 次 第

日時 令和 3 年 6 月 1 日（火） 16:45～17:15

場所 総理大臣官邸 2 階大ホール

1 開会

2 議題

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021（原案）」について

3 閉会

【出席者】

議長	加藤 勝信	内閣官房長官
議員	武田 良太	総務大臣（代理 新谷 正義 総務副大臣）
同	上川 陽子	法務大臣
同	麻生 太郎	財務大臣（代理 伊藤 渉 財務副大臣）
同	萩生田 光一	文部科学大臣（代理 丹羽 秀樹 文部科学副大臣）
同	野上 浩太郎	農林水産大臣（代理 宮内 秀樹 農林水産副大臣）
同	梶山 弘志	経済産業大臣（代理 長坂 康正 経済産業副大臣）
同	小泉 進次郎	環境大臣（代理 笹川 博義 環境副大臣）
同	小此木 八郎	国家公安委員会委員長・防災担当大臣
同	丸川 珠代	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
同	魚谷 雅彦	株式会社資生堂 代表取締役 社長 兼 CEO
同	小西 聖子	武蔵野大学副学長・人間科学部教授
同	佐々木 かをり	株式会社イー・ウーマン代表取締役社長
同	佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
同	白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
同	鈴木 準	株式会社大和総研執行役員
同	内藤 佐和子	徳島市長
同	納米 恵美子	全国女性会館協議会代表理事
同	細川 珠生	ジャーナリスト／三井住友建設株式会社社外取締役
同	山口 慎太郎	東京大学大学院経済学研究科教授
同	山田 昌弘	中央大学文学部教授
同	芳野 友子	日本労働組合総連合会副会長
出席者	亀岡 偉民	復興副大臣
同	杉田 和博	内閣官房副長官
同	大隅 和英	厚生労働大臣政務官
同	朝日 健太郎	国土交通大臣政務官
同	松川 るい	防衛大臣政務官

○丸川男女共同参画担当大臣　ただいまから、第64回「男女共同参画会議」を開催いたします。

早速、議題に入ります。

前回の4月28日の会議では、6月を目途に策定する「女性活躍・男女共同参画の重点方針」に盛り込むべき内容について議論をさせていただきました。その後、計画実行・監視専門調査会及び女性に対する暴力に関する専門調査会において、それぞれの専門委員による意見交換が行われました。それらの議論を踏まえまして、資料1及び資料2のとおり、政府において重点方針の原案を作成しております。

時間も限られておりますので、事務方からごく簡単にその内容を説明させていただきます。

○林男女共同参画局長　資料1を御覧ください。

本件の原案は、3つの柱から成っております。

第1の柱「コロナ対策の中心に女性・女兒を」では、女性デジタル人材の育成、ひとり親への支援、「生理の貧困」等を盛り込みました。

2ページ目、第2の柱「女性の登用目標達成に向けて」では、男女共同参画の裾野を広げるため、全国の商工会、商工会議所、農協役員の女性登用、公共調達の活用等を盛り込みました。また、3ページ目では、防災分野、科学技術分野、教育分野等での女性の登用を盛り込んでいるところでございます。

4ページ目、第3の「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」については、性犯罪・性暴力対策、配偶者暴力対策の強化、女性の生理と妊娠等に関する健康、仕事と子育ての両立等について盛り込んだところでございます。

以上です。

○丸川男女共同参画担当大臣　ありがとうございました。

それでは、早速、有識者議員の皆様から御発言をお願いしたいと存じます。

お時間の関係上、誠に恐縮ですが、おひとり2分程度でおまとめいただければ幸いです。

五十音順に指名をさせていただきます。

まず、魚谷議員、お願いします。

○魚谷議員　今回示されました案につきましては、事務局が各省庁と御議論されて、我が国の女性活躍・男女共同参画の様々な課題を網羅いただいているのではないかと考えます。

一番重要なのは、実行だと思います。そういった意味で、1点目としては、実行に当たりまして特にその中でも重点化すべきこととして、私は、政治や行政の分野、経済・経営の分野、こういうところでの女性の活躍促進だと思っています。これについては、第4次男女共同参画基本計画でも十分に実現できなかったということも踏まえまして、ぜひ、オープンに、透明性を持って、いわゆるPDCAを回していくことが必要ではないかと思っています。説明責任をしっかりと果たしていく。国民あるいは国際社会からも大変注目をされている重要な課題でありますので、進捗状況をオープンにすることで、緊張感をもって推進して

いくことをお願いしたいと思います。

2点目につきましては、異論ということではないのですが、コロナ対策が1番に出てきておまして、「女性の登用目標達成に向けて」が2番となっております。コロナがあったのでこの問題を特に重要視しているということではないという視点からは、このこと自体も問題を顕在化させたという意味で重要だということは理解しておりますが、大きな傘としてこのⅡ番に当たるものがまずあって、その中の一部に喫緊の課題として足元のコロナに関する諸問題が出てきていると、いう組立てのほうが、より納得性があるのではないかと私は思っております。

最後に、今後、様々な課題についてより深い議論をしていくと聞いておりますが、私はぜひ教育分野における議論を進めていただきたいと思います。学校の校長先生、教頭先生、教育委員会の女性登用も書かれておまして、これも大事なのですが、私は子供たちが、違い、多様性を当たり前として、アンコンシャスバイアスが最初からなくなっていくような、あるいは、集団に埋没せずに、自分で考えて、自分の力で行動していくような人材を育成していく、そういった意味で教育分野における深い議論がなされることを期待しております。

以上です。

○丸川男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

次に、小西議員、お願いいたします。

○小西議員 私は、女性に対する暴力専門調査会の会長をしております。その立場から述べさせていただきます。

3点、申し上げたいと思います。

今、魚谷議員が言われたように、コロナ禍はもともとあるギャップを明確にすることは間違いのないわけです。何か社会に大きなストレスがかかると、その後、格差は全て拡大する方向に働くと考えていいと思います。そうだとすれば、感染後の社会では、意識的に注意を向け対策を打たない限り、ジェンダーギャップがさらに拡大することにもなりかねません。国会議員の数から、母子の貧困の問題、暴力の問題まで、そのような危険にさらされていると思います。これから数年の政策は大変大事であり、積極的に進めてほしいと思っております。

もう一つ、子供の性暴力被害は私たちの分野で焦点となっている領域の一つですけれども、教員の性暴力を禁止する児童生徒性暴力等防止法が、先週、28日に国会で成立したと思います。私は、精神科医ですので、これまで被害があると分かっても加害者の教員が違う学校に行ってまた性暴力を繰り返すということを臨床でよく経験してきましたが、これを阻止するのに有効な一歩だと評価しております。ぜひこのまま進めていただければと思います。このような再犯予防策とともに、根本的な予防策として、子供を守るために、子供に生命（いのち）の安全教育をしていくことが出ていますが、これもとても大事なことで、いろいろな資料が作られているようなので、ぜひこれを積極的に進めて、令和5年度

からの全国展開を加速していただきたいと思います。

もう一つ、最後に、配偶者暴力防止法の見直しが挙がってきております。配偶者暴力防止法は、最初は被害女性がとにかくDVから逃げて安全を図ることを主眼に作られてまいりました。ただ、DVが社会に根深く広く存在して、その結果が女性や子供の貧困や不健康とも深くつながっていることがよく知られるようになった現在では、法改正をさらに推進すべきと考えています。特に心理的な暴力や性暴力はその後への影響が深刻であり、身体的DVと同様に防止や保護の対象とするべきと考えております。

以上でございます。

○丸川男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

次に、佐々木議員、お願いいたします。

○佐々木議員 このたび、このような網羅的なのというか、たくさんのテーマを挙げていただいて、本当にここまでまとめていただいた事務局の御尽力に敬意を表したいと思います。

これをしっかりと進めていただきたいわけですが、大きく分けて、3つお話ししたいのですけれども、1つは、これは第5次計画に基づいてつくっているので数値の部分は触れなかったのだろうと思いつつも、前回は申し上げたとおり、数値が低過ぎると思っております。前回は「逆転して書いたらどうですか」と申し上げたのですが、例えば、自治体で10%を目指すということは、男性を90%キープすることを掲げているわけで、かなりいびつな数字を出されていると思うので、ここを超過達成することを大きく掲げて進めていただきたいというのが1つです。企業などでパイプラインがないというところなら分かりますが、自治体や学校現場など女性の働き手がたくさんいるところではできないことではないかと思えます。

2つ目が、民間団体との連携でございます。これは本当に重要なことで、全国の様々な団体をとします。

3つ目が、公共調達のところですが、これを入れていただいてありがたいと思っておりますけれども、今、この調達のところで加点がついているものが、社員の多くが男性という古い大企業が男女共同参画の視点から改善するための指標としてつくられたルール、つまり政府からの認証などに合格しているかどうかということが加点基準になっております。それが加点対象になるということは、古い大企業しか入札できないことになります。例えば、私たちのように既に女性が社長で、取締役も女性が半分以上という企業でも、こういった認証制度にあてはまらないので加点がもらえず落ちてしまいます。私たちは実際にこの加点がもらえず入札に落ちたことがあるのです。何の政府認証・資格をもっているかだけを加点対象とするのではなく、女性の割合などを基準に含め、実態を見て加点し、公共調達の発注対象として欲しいと思います。是非この評価基準をもう一度見直していただきたいと思えます。

最後、教育問題、社会保障・税の問題、選択的夫婦別姓の問題などはこれからぜひ力を入れていただきたいと思えますし、私としては、早めに育児休業法という法律の名前を変

えて、これが休業ではなく人が育成する時間であるとイメージが変わっていくことを望んでおります。

以上です。ありがとうございます。

○丸川男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

次に、佐藤議員、お願いします。

○佐藤議員 よくまとめていただいたのですが、特にこれから重視して取り組んでいただきたいことはつぎの3つです。1つは政治分野です。男女共同参画が一番遅れている分野ですので、選挙があるわけですがけれども、国民の代表を選ぶということですから、女性候補者を増やすことをぜひ強力に進めていただければと思います。これが1つです。

2つ目は、国内だけではなく、国際的な議論、動向を踏まえていただきたいと思います。例えば、企業であれば、日本の社員が海外に赴任したり、海外からも現地の社員が来たりするわけです。企業は国際スタンダードの中で事業活動をしています。大学もそうです。教員であれば、海外を含めて優秀な教員をリクルートしたい。学生もそうですね。そうすると、国内だけのロジックだけでなく、国際的なスタンダードを踏まえてこれからの男女共同参画を進めていくことが大事だと思います。選択的夫婦別姓の議論なども国際的な基準で考えないと、企業も大学も、国際的な競争から取り残されるのではないかと思います。

3つ目は、いろいろな施策が書かれていますが、これらを実効あるものにしていくためには、施策が必要とする人に届くということが大事です。例えば、性暴力被害などですと全国共通の電話番号になりましたけれども、まだ進んでいないところもあります。自殺についての相談窓口が全国で一本化されていないということなどがあります。すばらしい施策があっても、それが必要な人に届かないと意味がないのです。

以上です。

○丸川男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

次に、白波瀬議員、お願いいたします。

○白波瀬議員 ここまでおまとめいただきまして、ありがとうございます。

特に裾野を大きくするというところで、地方にも言及していただいて、ガバナンスコードも公表するという形で具体的に入ったのはとてもいいと思いました。

ただ、2点ほどお願いしたいことがあります。

1点目は、コロナ禍のところなのですが、現場のエッセンシャルワーカーというか、医療・福祉の現場の方々の状況をもう少しこの中で入れて、労働条件等について改善していくあるいはサポート体制を取っていくことがもう少し盛り込まれてもよかったのではないかと思ったのが1点。

2点目につきましては、このコロナのところでも女性デジタル人材育成ということで、より積極的にリスクをチャンスにということはとてもいいと思ったのですが、もう少し大きい枠組みで、グリーンリカバリーというか、社会全体の構造の中でシステムを変えていくところに積極的に女性あるいは外国籍を持った人たちに参画していただくという点

で大きな構図が出るような言及があると、もう少し広がりがあったかなと思いました。

以上です。

○丸川男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

次に、鈴木議員、お願いいたします。

○鈴木議員 原案に賛成ということをお願いした上で、2点、意見を申し上げます。

まず、Ⅱにおきまして、登用・採用に関する58項目の成果目標について、施策をホームページで公表し、目標達成に向けた取組と進捗の見える化を行うとしていただきました。前回の会議でも申し上げたとおり、状況が実際に改善して初めて見える化の意味があると考えますので、単なる数値の提示や周知にとどまらないように、それぞれの当事者の皆様が課題に気づいて、理解していただいて、現実を変えるよう行動していただくというダイナミズムをもたらす工夫をぜひお願いしたいと思います。その意味では、ある時点で、数が幾つある、何%であるという指標だけではなくて、例えば、1年間でどれぐらい変化したか、関係者がどれぐらい頑張ったかということ項目ごとに丁寧に評価して、施策のブラッシュアップにつなげていただくことが重要だと思います。

2点目ですが、Ⅲでは、刑事法、労働関係法、税・社会保障、民法など、様々な法制度に関連する記述や視点が盛り込まれております。制度整備について今後検討していくに際しましては、これからの改正ももちろん重要ですが、これまでの近年の改正がどういった効果をもたらしているのか、分野横断的・網羅的に把握することが求められるのではないかと思います。例えば、数年前に配偶者控除が見直されましたし、年金、健康保険では短時間労働者の被用者保険への適用拡大が進められています。配偶者暴力防止法の改正もありましたし、均等法や労働施策総合推進法の改正、もちろん働き方改革関連法の成立もありました。さらに、養育費不払いに関しては民事執行法の改正も施行されている。このように様々に進められてきてはおりますので、これらを個別ばらばらにではなくて全体として社会を変えることができているのか、一度、整理と現状認識の共有を行って、「尊厳と誇りを持って生きられる社会」という観点から、今後の制度上の課題の優先順位づけをする作業が必要ではないかと思います。

以上でございます。

○丸川男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

次に、内藤議員、よろしく申し上げます。

○内藤議員 よろしく申し上げます。

まずは、この短期間でこのように各議員のお話を含む多様な視点を盛り込んだものをまとめてくださった事務局に感謝を申し上げたいと思います。全体的にすごく丁寧にまとめられていると思いつつながら拝読をさせていただきました。ありがとうございました。

その上で、私からは、これを実効性のあるものにするために注目している分野について、2点、申し上げたいと思います。

まずは、男女共同参画が経済分野とも密接に関わっていることを示すために、「Ⅱ 女

性の登用目標達成に向けて」の（２）経済分野は特に重要なのではないかと考えております。徳島は、商工会議所、経済同友会、経営者協会のトップが全て女性でありますし、現在、公共調達分野でも自治体として女性のサプライヤーダイバーシティーを実現するために努力規定を設けようと動いているところです。そういった経済分野での取組、そのよい影響を示すことによって、女性にチャンスをより与えるというのは不公平だという風潮を打ち消していきたいと思っておりますので、今後とも地方自治体とも連携して男女共同参画を進めていってほしいと考えます。徳島市もジェンダーに関するフォーラムなども予定しておりますので、皆様方にもぜひ御協力を願えとありがたいです。

また、「I コロナ対策の中心に女性・女兒を」ということには深く賛同いたします。ただ、自治体としても、支援をしたいという気持ちがある一方で、支援をするための人材不足を日々感じているところです。あらゆる社会課題について人材不足は感じていますが、特に女性に対する相談の支援やアウトリーチ型相談の支援については、地方での担い手不足も感じておりますので、制度の拡充だけではなく、担い手の育成も同時に考えていただければと思います。

私からは、以上です。

○丸川男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

納米議員、お願いします。

○納米議員 納米です。

2点、申し上げたいと思います。

まず、税・社会保障の問題を正面から取り上げてくださっていることを評価したいと思います。働く意欲を持っている女性が就業調整するという事態が今も起きているということは、3つの意味で問題だと思っております。1点目は、法律婚をしているかどうかによって受けられるメリットが違うという不平等です。家族の在り方がとても多様化していますし、離婚も増えています。シングルとして生きる人もいます。こうした状況で、現在の制度は家族の在り方に中立的でない点が問題だと思っております。2点目は、女性全体の賃金、特に非正規雇用の女性の賃金が低いほうに作用してしまう点です。3点目は、その結果として、女性の経済的な自立を難しくしている。その点が問題だと思っておりますので、家族の在り方や働き方に中立的な税や社会保障の制度に改革していただきたいと思っております。

2点目は、妊娠や出産などについて女性の健康と権利を守る観点から、いま一步踏み込んだ施策を期待しています。若い女性の妊娠、若年妊婦、緊急避妊薬について言及があることは非常に評価しているのですが、妊娠や出産で困難に直面しているのは若い女性だけではないのです。厚労省の児童虐待の死亡事例検証の委員として関わっているのですが、予期しない妊娠の結果としてお子さんが出産当日に死亡する例は法律婚をしている場合にも起こっています。夫が避妊に協力してくれないといった性的なDVとか、妊娠を誰にも相談できないうちに自宅のトイレで大出血をしながら1人で出産する、そして、お子さんが亡くなってしまう。そんな状況で上のお子さんたちがそこに居合わせているの

ですね。上のお子さんたちにとっては、とても過酷な虐待状況だと思います。こんなことが21世紀の日本で起きている。そうした場合、加害者として容疑者になるのは女性です。緊急避妊へのアクセスの改善はもちろん大事なのですが、それだけではなくて、いつ、何人子供を産むか、産まないかということを、当事者である女性がコントロールできるように保証していかなければならないのではないかと思います。

以上です。

○丸川男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

次に、細川議員、お願いいたします。

○細川議員 細川でございます。

原案については、おおむねよろしいのではないかと考えておりますが、かなり総花的になってございますので、私としては、重点的に進めたい点として、男性の育休の義務化を制度化できるように議論を進めていっていただきたいと考えております。現在、国会でも育児・介護休業法の改正案が審議中かと思いますが、取得を推進するだけでなく、義務化を目指していただきたいと思っております。

その理由を、3点、申し上げます。

第1に、育児のために休むという行為そのものに意味があると思うからです。女性が当たり前のようにしていることを男性も当たり前のようにすることがとても重要です。

第2に、育児のため、家庭のために仕事を休むなんてというアンコンシャスバイアスを持つ上司への一撃です。

3番目、これが一番重要であります。育児から見える子供を通じて見る世界が社会の原点であり、その視点に立つことが社会人としてとても重要であると考えています。育児だけではなく介護も同じです。つまり、生活者としての視点が、いかなる職業においても、あるいは、社会においても、原点でなければならないと考えております。

取得の義務化の先には、長期化することが必要です。長期化は、取得対象期間の長期化と取得期間の長期化です。しかし、大企業はともかく、中小企業においては、特に人的手当や在宅ワークへの環境整備などでハードルがとても高くなっているという実情もございますので、義務化と併せてさらなる国の支援を整えるなど、今年秋以降のアジェンダとして、実現に向け、本気の議論ができることを強く望んでおります。

よろしくお願いいたします。

○丸川男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

山口議員、お願いいたします。

○山口議員 今回示された重点方針はいずれも重要な論点を含んでいると思っておりますが、特に第Ⅱ節の「女性の登用目標達成に向けて」を重視しております。社会の全分野における女性の採用と登用拡大を着実に進めるべきです。進捗が見られないものについては、補助金などを通じた経済的インセンティブの提供や、逆にペナルティーの導入なども進めてほしいと考えています。

一方で、改革を掛け声だけで終わりにしたり、やりっ放しにしてしまうのではなく、調査を行い見える化を行うことの重要性は強く認識しているので、今後も注視していきたいと思っています。

資料2の最後のページにある政府統計や行政データの活用は、有効な対策を立てる上で欠かせない重要なものです。また、男女共同参画を進める上で有効な施策については、社会科学、特に労働経済学分野で一定の蓄積がデータ分析に基づいてなされています。例えば、クオータ制を導入した際に産業界あるいは政治にどういったプラス面やマイナス面があるかというのも大分分かってきていますので、そうした科学的・学術的な研究に基づいて、今後もさらに対策を進めていってほしいと考えています。

冒頭に申し上げたとおり、今回の重点方針は重要な点をかなり網羅できているのですが、1点、足りないと感じた点について申し上げます。セクハラ禁止規定の創設が新たに必要ではないでしょうか。重点方針の中にもハラスメント防止対策の推進が含まれていますが、より踏み込んだものが欲しいなと感じました。現在は企業に対してセクハラ防止措置義務を定めていますが、これでは実行力として弱く、実際に労働局も十分な対応ができていないと聞いています。したがって、ハラスメントを定義した上で、それを禁止する明文規定が必要だと思います。男女共同参画を進める上では、安心して働ける環境づくりが不可欠です。そのために、このようにセクハラを禁止する明文規定が必要と考えています。これは女性だけではなくて男性にとっても安心して働ける環境を築くことにつながるのではないのでしょうか。

ありがとうございました。

○丸川男女共同参画担当大臣 ありがとうございました。

次に、山田議員、お願いいたします。

○山田議員 山田でございます。

本当にいいものをまとめていただいて、ありがとうございます。

2点、意見を述べさせていただきたいと思います。

1つは、地域における女性の参画拡大を重点に取り上げていただいて、大変うれしく思っております。農業委員、農協、自治会長、防災、消防団、公的団体が多いのですけれども、私は地域の経済団体での参画が重要だと思っています。

先日、ある地方の青年会議所で講演を頼まれましてリモートで講演をしたのですが、見ても、見てみますと、その青年会議所の役員が全員男性だったのですね。青年会議所は将来の地域の経済を担う人材のプール先というところがあるのです。会員には女性が数人いるという話は聞いたのですが、40歳未満の意欲ある人たちが男性ばかりというのは少し問題があると思って、もしかしたらその市だけかと思ひまして、幾つかインターネットで調べましたら、多くの青年会議所はほとんど女性役員がいないという状況でございます。全国の商工会、商工会議所においての見える化ももちろん必要だと思うのですが、そういう地方の団体の役員においても見える化は必要かと思った次第でございます。

どうもありがとうございました。

○丸川男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

次に、芳野議員、お願いいたします。

○芳野議員 ありがとうございます。

意見を申し上げます。

日本の男女平等参画の遅れが、コロナ禍における女性への影響の深刻さとしてダイレクトに表れています。これまで課題として認識されながら遅々として改善が進んでこなかった女性の低賃金・不安定雇用等の問題が、ここに来て一気に噴き出したものと受け止めています。原案で示されていますように、男女間の賃金格差も含めた経済的格差の要因分析と対応策について、いま一度本腰を入れて検討する必要があると考えています。連合は、この間、困窮する女性が置かれている実態について、偏りのない視点による調査分析と可視化された結果に基づく支援の必要性を提起してまいりました。今回の原案には、その辺りの重要性も一定程度盛り込まれましたので、速やかに実現されるよう要望いたします。

また、コロナワクチンの接種が始まりましたが、これも原案にあるとおり、DVを受けている等の理由により、住民票のある住所での接種が難しい女性もいます。行政のみならず、民間の支援機関やNPO等の連携も含めて対象者の確実な把握ときめ細かな対応をお願いしたいと思います。

最後に、政治分野ではクォータ制に関する法がありますが、理念法であり、限界があります。一步踏み込んで、あらゆる分野での女性参画を促進するような実効性のある強力な施策を検討すべきではないでしょうか。

いずれにしても、原案では様々な分野での男女平等参画の必要性がうたわれていますが、ほかに見落とししている課題はないか、幅広く、かつ、掘り下げた点検と、日本の社会構造そのものに切り込むような力強い取組をお願いしたいと思います。

以上です。

○丸川男女共同参画担当大臣 ありがとうございました。

続いて、閣僚の皆様から簡潔に御発言をお願いいたします。

まず、小此木大臣、お願いいたします。

○小此木国家公安委員長 皆さん、こんにちは。防災担当をしております、小此木と申し上げます。

防災分野においても、女性の視点を生かすことは非常に重要だと考えます。

仕事柄、災害がありますと、被災地に参ります。3年ほど前ですが、大阪で大きな地震がございました。避難所を何件か回ったのですが、1件の避難所を回って、次に参ろうとしてバスに乗ろうとしたときに、後ろから「大臣、ちょっと待った」と男性の職員の方が私に声をかけられて、「下着がないんです」と、つまり、女性の下着がないということであって、男性職員からすれば、私などは大して偉い大臣ではないのですけれども、大臣に対して、ストップをかけて、大きな声で「下着がないんだ」と。非常に印象に残っています。

して、その場ではなかなか考えられなかったのですが、後で検証すれば、そもそもそこに女性の視点が平時から生かされていれば、そういうことはなかったのだなど、足りなかったこととして印象にあります。

先日、官房長官にも相談をいたしまして、新たに中央防災会議のメンバーに女性を2人加えていただきました。また、これから、地方防災会議、地方の防災分野においても、女性の参画の拡大について検討をお願いしたいと考えています。先日変更を行った防災基本計画においても、その旨を盛り込んだところでございます。

引き続き、防災分野における女性の参画の推進にも努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○丸川男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

次に、上川大臣、お願いいたします。

○上川法務大臣 法務省におきましては、父母の離婚等に伴う子供の養育の在り方を含む家族法制について、チルドレン・ファーストの観点から着実に検討してまいります。

また、性犯罪に関する刑事法の検討については、先日取りまとめがなされた検討会における議論の結果を踏まえまして、さらに検討を進めてまいります。

以上です。

○丸川男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

御意見をいただきましたことを踏まえまして、原案の取扱いは議長一任ということにさせていただきますのでよろしゅうございますでしょうか。

(首肯する議員あり)

○丸川男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

それでは、まず、プレスが入りまして、その後、官房長官から一言お話をいただきたいと思っております。

(報道関係者入室)

○丸川男女共同参画担当大臣 それでは、官房長官、お願いいたします。

○加藤内閣官房長官 本日の男女共同参画会議では、女性活躍・男女共同参画2021の原案について御議論いただきました。その御議論を踏まえ、その取扱いについては、議長の私に御一任いただいたところでございます。

コロナの影響が長引く中、その影響は特に強く女性に表れております。コロナ対策において、女性・女兒に最大限配慮するとともに、固定的性別役割分担意識などに基づく構造的な問題にも取り組んでいかなければなりません。

こうした問題意識の下、本会議及び2つの専門調査会において、有識者議員・委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴してまいりました。御意見を踏まえて作成した原案では、「コロナ対策の中心に女性・女兒を」、「女性の登用目標達成に向けて」、「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」という3つの柱を立て、女性デジタル人材の育成・独り親への職業訓練など女性の就労対策、「生理の貧困」にある女性や女兒たちへの寄り

添った相談支援の推進、経済界・農業・教育など各分野における5次計画の目標達成に向けた具体的な取組、性犯罪・性暴力対策の強化の方針に基づくワンストップ支援センターの体制強化等の各種取組の推進、不妊治療への保険適用の早急な実現など、今まさに取り組むべき施策を盛り込んであります。

この原案をベースとして、近々開催する「すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議」において重点方針2021を決定するべく、取りまとめを加速させていただきます。

有識者議員の皆様におかれましては、前回・今回と2回にわたり、大変貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございます。

関係閣僚においては、本部決定に向け、引き続き御協力をお願いしてまいります。

本日は、ありがとうございました。

○丸川男女共同参画担当大臣 ありがとうございました。

プレスの皆さん、御退室のほどお願い申し上げます

(報道関係者退室)

○丸川男女共同参画担当大臣 以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。今後とも、よろしくお願い申し上げます。